

昭和二十八年五月二十七日提出
質 問 第 四 号

前国税庁長官の公職選挙法違反事件に関与せる大蔵省関係職員の身分及び氏名並びにその違反内容の報告を求むるの質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年五月二十七日

提出者 春日 一幸

衆議院議長 堤 康次郎殿

前国税庁長官の公職選挙法違反事件に関与せる大蔵省関係職員の身分及び氏名並びにその

違反内容の報告を求むるの質問主意書

首題に関しては、国税庁幹部職員多数が公職選挙法に違反して、その選挙運動を行いたる事実については、じ、来各地新聞紙上において報道されているところであるが、かくのごときは徴税行政運営上における重大問題である。

政府は、本事件に対処して如何なる処置を講じたか、左記項目についてその状況を緊急且つ詳細に答弁せられたい。

一 本件に関し検察庁若しくはその他警察吏員に取調を受けたる大蔵省所管職員の身分及び氏名と、これに対する行政処分の経過並びにてん末。

一 主たるその取調を受けたる事件の内容と、かかる事件の防止対策。

一 前国税庁長官高橋衛氏後援会の構成内容並びに主たる幹部の氏名と、かかる構成に対する政府の見

解。

右質問する。